

三木山サポーター活動規準

三木山サポーター（以下「サポーター」）は、この規準に基づき活動します。

1. 活動方針

- (1) サポーターは三木山森林公園（以下「公園」）利用者のために活動するボランティアです。
- (2) 公園の安全快適な利便性の向上に努めます。
- (3) 「人と森林との共生」を目指す活動をします。
- (4) サポーターは相互に信頼し協力します。
- (5) サポーターはマナーとモラルを尊重し良識ある行動を心がけます。
- (6) 政治、宗教、営利を目的とする活動はしません。
- (7) サポーターは個人的な趣味や楽しみにとどまることなく、公園利用者の、里山・環境、芸術・文化、学習・教養などへの関心や要請に応える活動を目指します。
- (8) 公園管理事務所（以下「事務所」）が主催するイベントに協力します。
- (9) 事務所が主催する研修会や講習会に参加します。
- (10) 活動中は規定の名札を表示しサポーターであることを明らかにします。
- (11) 活動時間は、公園の開園日・時間（9時～17時）に準じます。この時間帯以外の活動を希望する場合は事前に事務所に書面にて申請します。
また休園日には公園施設（機械器具類を含む）を使用する活動はしません。
- (12) 公園の施設や機械器具道具類を使用する場合は、事前に事務所に書面にて申請します。
- (13) 公園の施設や機械器具道具類を清潔に保ち大切に扱います。
- (14) 事務所に無断で機械器具類の改造や土地の改変（開墾、耕作）はしません。

2. 登録

- (1) サポーター希望者は前記の活動方針にもとづきサポーター登録をします。
- (2) サポーター登録は随時可能ですが、毎年3月末に全員が更新手続きをします。
- (3) サポーターが前記の活動方針を守らず、事務所との話し合いによっても改善の姿勢が見えない場合、または話し合いに応じない場合は登録を打ち切ります。
- (4) 登録を打ち切られたサポーターは、その日から次年度末まで再登録できません。

3. サポーターへの支援

事務所はサポーター活動に対して以下の支援をします。

- (1) 会費無料。
- (2) 定期的（月1回程度）に「サポーター通信」を送付。
- (3) ボランティア傷害保険の加入（別途同種の保険加入者を除く）。
- (4) 技術研修会・安全講習会などの開催。
- (5) サポータールームの設置。
- (6) サポータールームの備品類（ロッカー、冷蔵庫、湯沸かしなど）の整備。
- (7) 公園の機械器具道具類（石がま、炭焼き釜、スコップなど）の使用。
- (8) イベント関連（準備やりハーサルなど）の公園有料施設利用の無料化。
- (9) 規制の緩和（動植物の採取、火気の使用など）。
- (10) 予算の範囲内で、必要な資材（服装品・消耗品などを除く）の提供。

4. 適用

この規準は、平成24年3月1日から適用します。